

## 第2章 福祉のまちづくりの総合的な推進

### 第1節 東京都福祉のまちづくり推進計画

#### 1 計画策定の趣旨

この計画は、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインを基本理念としたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定します。

#### 2 計画の位置付けと計画期間

この計画は、福祉のまちづくり条例第7条に基づき策定するもので、都における福祉のまちづくりの推進にかかわる、福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等のあらゆる分野の施策を盛り込んだ計画です。

計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間を対象としています。

計画の策定に当たっては、福祉のまちづくりを推進する上で必要な関連施策や他の計画との整合性を図っています。

#### 3 計画の内容、事業数

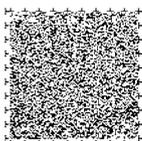
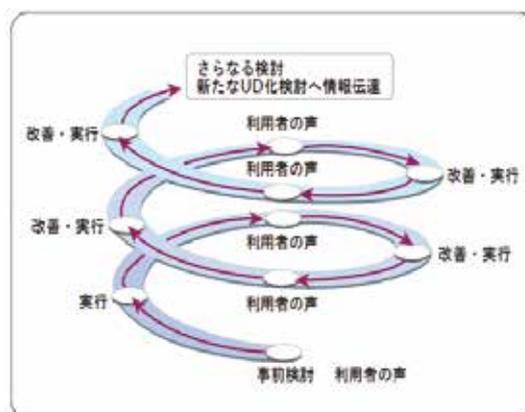
この計画の範囲は、条例に規定されているものだけでなく、災害対策や事故防止など安全・安心にかかわる施策などについても盛り込んでおり、掲げた事業は102事業です。

なお、各年度の取組については、社会経済状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直していきます。

#### 4 計画の進行管理

福祉のまちづくりを効果的に推進するため、計画に盛り込む各事業の目標を設定するとともに、結果だけでなくプロセス（過程）も重視し、事業者や都民の参加のもと、検証及び定期的な評価を行い、その結果に基づいて新たな施策を講じる、スパイラルアップの仕組みによる進行管理を行います。

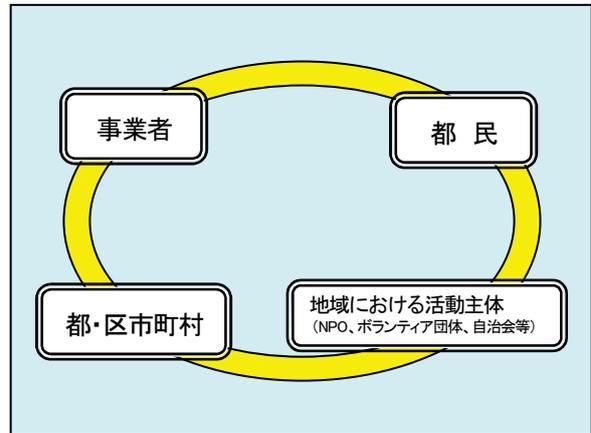
＜スパイラルアップの仕組み（イメージ図）＞



## 5 福祉のまちづくりの推進体制と役割

福祉のまちづくりを推進するためには、都民、事業者、行政、そしてNPOなど地域社会の様々な活動主体が、理解と協力のもと、一体となって推進することが重要です。また、それぞれが果たす役割と責任を明確に認識し、主体的に行動し、互いに協働して進めていくことが必要です。

＜福祉のまちづくり推進主体の連携（イメージ図）＞



### ＜都の役割＞

都は、福祉のまちづくりを推進するために先導的な役割を担うとともに、

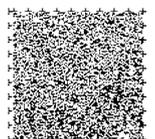
区市町村、事業者、都民等の参加と協力の下に、広域的な観点から福祉のまちづくりを一体的に推進することが役割であり、次の取組を行うことが求められています。

- ① 福祉のまちづくり条例の普及・啓発を図るとともに、高齢者や障害者を含めたすべての人が自由に移動し、社会参加できるよう福祉のまちづくり推進の仕組みづくりを検討し、推進主体の有機的な連携を促進
- ② 都民、事業者等への福祉のまちづくりについての理解と主体的な活動を促進するため、意識の醸成、情報の提供、技術的支援の実施
- ③ 区市町村が地域における福祉のまちづくりの推進主体として、最大限役割を発揮できるよう、区市町村の取組を支援
- ④ 福祉のまちづくり条例に基づき、都立施設の整備について、ユニバーサルデザインの視点に立って推進

### ＜区市町村の役割＞

区市町村は、住民に最も身近な自治体として、それぞれの地域の特性、ニーズに応じた福祉のまちづくりを推進することが役割であり、次の取組を行うことが求められています。

- ① 住民等の参加の下、地域における福祉のまちづくり推進体制を整備
- ② 地域の状況や住民ニーズの把握に努め、きめ細かい福祉のまちづくりの施策を展開
- ③ 区市町村自らが設置する都市施設の整備について、ユニバーサルデザインの視点に立って推進



### <事業者の役割>

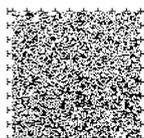
都市施設を所有し管理する事業者は、行政や他の事業者と連携、協働して、高齢者や障害者を含むすべての人が安全かつ円滑に施設を利用できるように努めることが役割であり、次の取組を行うことが求められています。

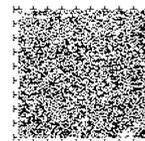
- ① 自らが所有・管理する施設や物品及び提供するサービスなどについて、国、都、区市町村の定める法令や条例、ガイドラインの趣旨を十分に踏まえた取組を実施
- ② 都市施設の整備について、施設を主に利用する都民の意見を、計画段階だけではなく、整備中、整備後の各過程で取り入れて推進

### <都民及び地域社会の役割>

福祉のまちづくり推進のため、高齢者や障害者を含めたすべての人にとって暮らしやすく、訪れやすい福祉のまちづくりへの理解を深め、それを進める取組に積極的に参加、協力することが都民及び地域社会の役割であり、次の取組を行うことが求められています。

- ① 地域を支える都民一人一人やNPO等が、高齢者や障害者を含めたすべての人々の多様性の理解を深め、受容する姿勢を持つ
- ② 高齢者や障害者を含めたすべての人が、自ら地域社会への参加と交流を図り、地域の人々とふれあいを深めるなど、地域における福祉のまちづくり推進の一員として地域の人々と連携し、協働して主体的に活動





## 第2節 推進計画の目指すべき方向

東京においては、急速に少子高齢化が進行しており、平成 37 年には都民の 4 人に 1 人が高齢者となる超高齢社会が到来する見込みであり、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められています。また、すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することも求められています。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが必要です。

都は、こうした状況を踏まえ、はじめから、「人」をまちづくりの中心に据えることにより、多様な生き方を尊重し、すべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進めていきます。

2020 年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。都は、今後、次のような社会を目指し、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、一層の施策の充実に努めていきます。

### <目指す社会>

- ☆ 一人ひとりの個性が大切にされる社会
- ☆ だれもが、安心して住み、暮らし続けることのできる社会
- ☆ だれもが、自由に移動でき、積極的に社会参加のできる社会

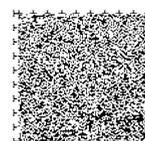
## 第3節 福祉のまちづくりの施策の基本的視点

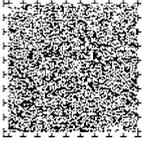
ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを推進していくため、次の5つの基本的視点に立った福祉のまちづくりの施策化を図っていきます。

### 基本的視点Ⅰ 円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進

高齢者、障害者等が社会参加をするに当たり、移動や施設の利用は重要な手段であることから、日常生活の中で通常利用する公共交通、建築物、道路及び公園等の各々について、移動等の円滑化を促進することは、自立した生活を営む上で大きな意義を持ちます。

そこで、住民が日常生活の中で福祉のまちづくりの進展を実感できるよう、物販店や飲食店等の身近で利用頻度の高い施設のバリアフリー化を進めるとともに、地域全体を視野に入れ、施設と最寄駅等を連続して結ぶ移動経路も含めた、面的に広がりのある整備を、地域住民と連携しながら推進していきます。





## 基本的視点Ⅱ 地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備

住宅は、生活の基盤であると同時に、都市を形づくる基本的な要素です。住宅のありようは、都民生活の質はもとより、都市の活力や景観、地域社会の維持形成とも密接に関連しています。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできるよう、公共住宅のバリアフリー化を進め、民間住宅のバリアフリー改修などを支援するとともに、高齢者や子育て世帯が安全で安心して暮らせる住環境を整備していきます。

## 基本的視点Ⅲ 様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実

高齢者や障害者を含めたすべての人が、地域の中で自立して生活していくためには、誰もが必要な情報を必要なときに入手し、発信できることが必要です。

情報は分かりやすく、また必要な情報を適切な時期に容易に入手できることが大切であり、情報バリアを有する人たちの特性に応じた情報提供の取組を展開していきます。

また、観光施設や文化財が多い東京において、国内外の旅行者はもちろんのこと、視覚や聴覚に障害を持つ方々も、他の人々と交流し、歴史や文化に触れ、楽しみ、鑑賞できるように、ハード・ソフトの両面から配慮した取組を進めていきます。

## 基本的視点Ⅳ 災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり

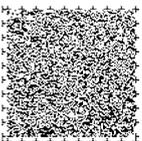
平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を生かし、東京の防災力を向上し、安全な都市を実現していきます。特に、要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、福祉のまちづくりの観点も踏まえた、きめ細かな取組を進めていきます。

また、日常生活の中で発生する事故を防止し、地域の中で安心して生活していけるよう、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進します。

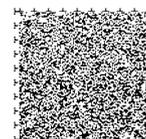
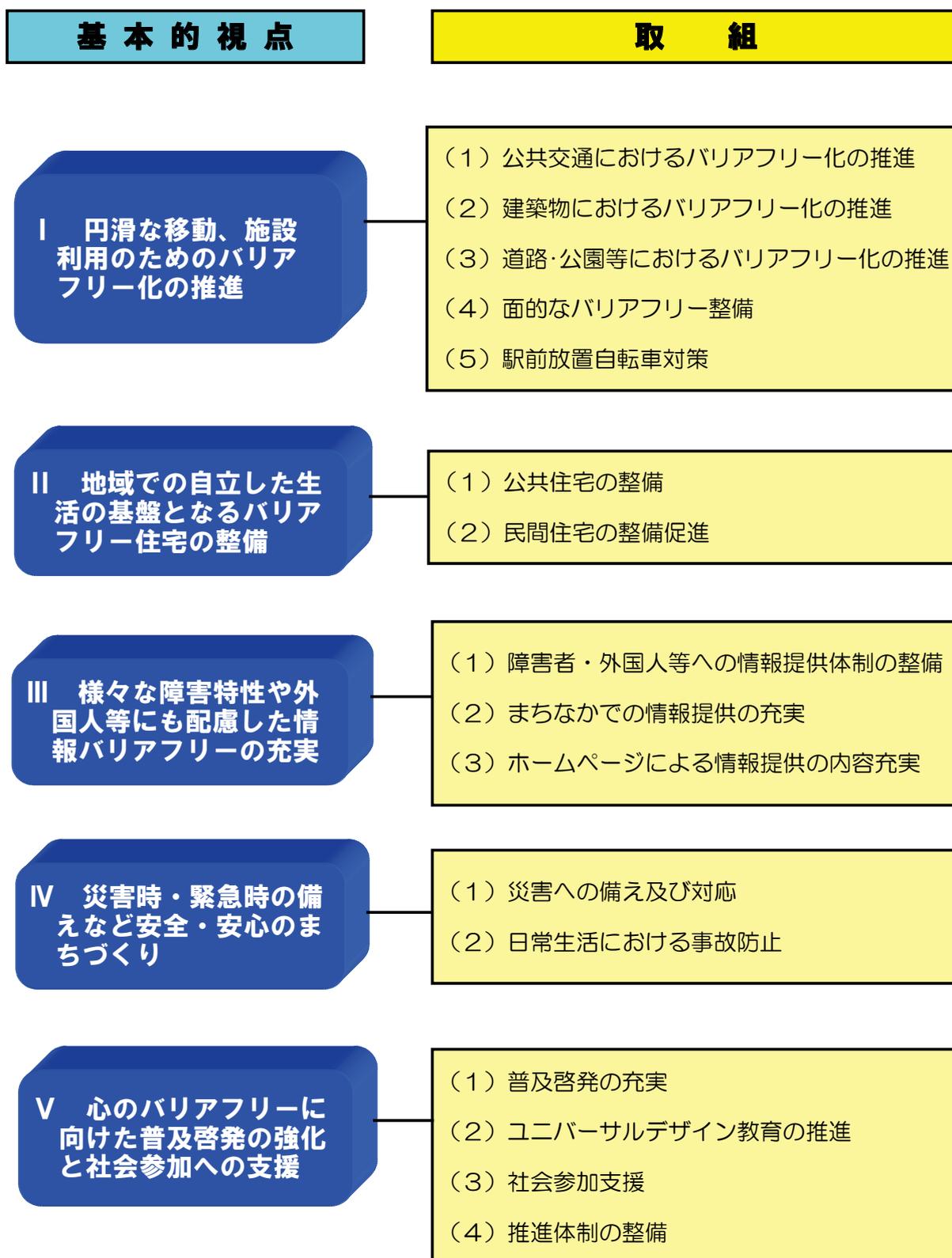
## 基本的視点Ⅴ 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援

心のバリアフリーを推進していくため、ハード面での整備に加え、利用者である高齢者や障害者を含めた人々の多様性の理解を図り、互いに思いやる心を育むソフト面での取組として、普及啓発を一層進めていきます。

また、すべての人が、生活する地域において社会参加できるための環境整備を支援していきます。



## 第4節 推進計画の基本的視点と取組の体系



## I 円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進

住民が日常生活の中で福祉のまちづくりの進展を実感できるよう、物販店や飲食店等の身近で利用頻度の高い施設の整備を進めるとともに、地域全体を視野に入れ、施設と最寄駅等を連続して結ぶ移動経路も含めた、面的に広がりのある整備を、地域住民と連携しながら推進していきます。

### (1) 公共交通におけるバリアフリー化の推進

#### <現状>

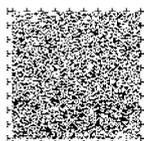
- 都内の鉄道駅については、エレベーター整備などによる段差解消、だれでもトイレ・視覚障害者誘導ブロック等の整備が進み、また、地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化も進み、都内の公共交通施設・車両のバリアフリー化は、全国の整備率と比べても、着実に進展しました。

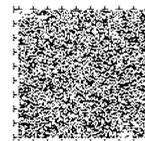
<鉄道駅のエレベーター整備のイメージ>



#### ～福祉のまちづくり条例の整備基準の主な内容～

- 高齢者、障害者等を含むすべての人の移動等円滑化に配慮し、外部から駅舎等内へアプローチし、車両等にスムーズに乗降できる連続性のある移動動線を1以上確保します。
  - ・ 駅舎等の出入口…幅 90 cm以上（エレベーターのかご、昇降路の幅は 80 cm以上）
  - ・ コンコース、通路…幅 140 cm以上
  - ・ 傾斜路…幅 120 cm以上（階段併設は 90 cm以上）、こう配屋内 1/12 以下、屋外 1/20 以下
  - ・ 改札口通路のうち、1 以上は幅 90 cm以上
  - ・ 駅舎等の出入口から車両等の乗降に至る経路上に視覚障害者誘導ブロックの敷設など





## <課題>

- 都内の鉄道駅・車両（バス）のバリアフリー化は、全国の整備率と比べ進展していますが、とりわけ交通需要が大きい東京のような大都市においては、高齢者や障害者等を含めたすべての人々が、公共交通施設等を安全、安心、快適に利用できるように移動等の円滑化をさらに推進していく必要があります。
- 鉄道駅では、エレベーター等の整備を進め、駅の出入口からホームまで誰でも円滑に移動できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）を1ルート確保する取組を進めてきました。しかし駅の構造・地形上の制約などにより、エレベーター整備が困難な駅（整備困難駅）が残っており、整備困難駅について、今後、どのように整備していくかが課題となっています。

### （整備が困難な例）

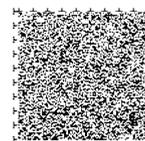
- ・ ホームが狭く、エレベーターを整備するスペース確保が困難
- ・ 地下鉄等の駅で、地上部に構造物があるため、エレベーターの整備が困難

- さらに、可能な限りすべてのルートにおいても移動等円滑化経路を確保することや、他の事業者や他の公共交通施設への乗換経路に関しても移動等円滑化経路を確保できるよう、さらなる充実が必要です。
- また、視覚障害者等の転落を防止するための設備としても非常に効果の高いホームドアや可動式ホーム柵（以下、「ホームドア等」という。）について、整備を進めていくことが重要ですが、都内での整備率は約 27.8%（平成 24 年度末時点）にとどまっています。

今後の鉄道駅におけるホームドア等の整備に当たっては、扉の位置の異なる車両への対応（車両扉の統一等の技術的困難さ）、停車時間の増大等のサービス低下、多額の整備費用など様々な課題がありますが、これらを総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、可能な限り支援するなど、ホームドア等の整備を促進する必要があります。

- 都営バスについては平成 24 年度末にすべての車両のノンステップ化が完了しましたが、民営バスについては、整備率は約 84.3%（平成 24 年度末時点）となっており、引き続きノンステップバスの整備が必要となっています。

### <ノンステップバスのイメージ>



## ＜今後の施策の方向＞

- 高齢者や障害者を含めたすべての人の円滑な移動を促進するため、都内の民営鉄道駅で、エレベーター等の整備による段差解消が必要なすべての駅において、整備を行うよう、鉄道事業者や区市町村へ働きかけるとともに、整備の促進を図っていきます。
- 民営鉄道駅におけるホームドア等の整備については、試行的事業により得られた成果や知見を踏まえ、鉄道事業者との連絡会議や意見交換会を実施するとともに、国や区市町村と連携した補助制度を創設し、整備の促進を図っていきます。

- 都営地下鉄駅においては、他路線との乗換駅等においてエレベーターを整備し、さらなる利便性の向上を図ります。

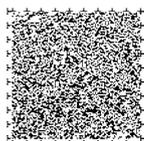
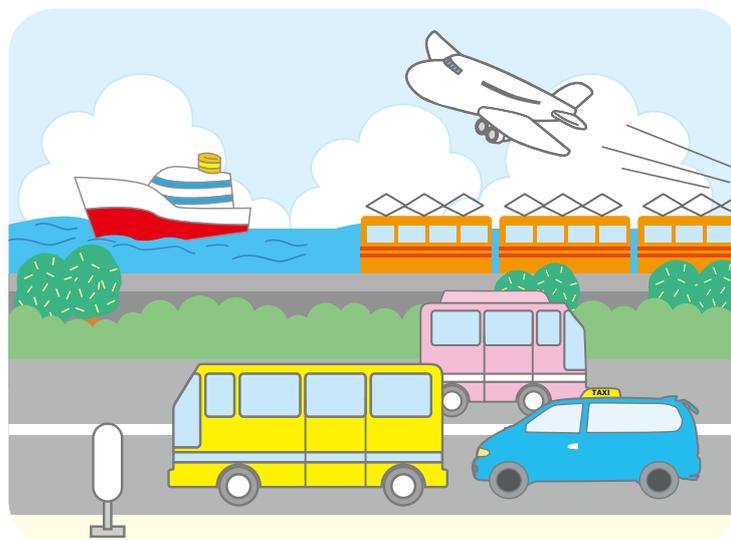
ホームドアについては、三田線と大江戸線の全駅に整備を完了しています。今後は、新宿線について、全駅へのホームドアの整備を進めていきます。また、浅草線については、相互直通運転を実施する各社との情報交換等を行いながら、整備に向けた検討を進めます。

また、利用者の利便性向上を図るため、駅ホームのベンチを増設します。

＜ホームドア整備のイメージ＞



- 地域における身近な移動手段であるバス車両に関しては、都内民営路線バスのうち、必要なバスすべてについて、ノンステップ化するようバス事業者へ働きかけるとともに、支援を行っていきます。
- 都営バスにおいては、バス停留所における、上屋の整備とベンチの増設を行い、利用者の快適性向上を図ります。



## 【施策の体系】

### I 円滑な移動、施設利用のための バリアフリー化の推進

#### (1) 公共交通における バリアフリー化の推進

- 1 民営鉄道駅のエレベーター等の整備促進
- 2 民営鉄道駅のホームドア等の整備促進
- 3 都営地下鉄駅のバリアフリー化の推進  
(乗換駅等へのエレベーター整備)
- 4 都営地下鉄駅のホームドア整備
- 5 東京メトロ駅のバリアフリー化・ホームドア等整備
- 6 都営地下鉄駅ホームのベンチの増設
- 7 民営バスのノンステップ化への支援  
(だれにも乗り降りしやすいバス整備事業)
- 8 都営バスのバス停留所上屋・ベンチの整備等

## コラム 東京バス案内WEBの運営 < 一般社団法人 東京バス協会 >

東京バス協会では、東京バス案内WEBにより、停留所や時刻表、バスの運行状況等の情報を提供しています。

<東京バス案内WEBのホームページ>



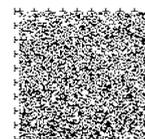
東京バス案内WEBでは、出発停留所と目的停留所を入力すると(いずれかの停留所のみを入力でも検索可能)、バスの系統毎に運賃や時刻表が表示されます。また、住所や施設名、地図による検索機能などもあり、停留所の名称がわからない場合でも運行系統などの検索ができるようになっています。

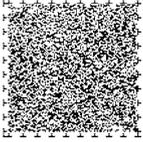
また、一般路線バスだけではなく、高速乗合バス、空港連絡バス、深夜急行バスについても時刻表・運賃等について情報を提供しています。

さらに、スマートフォン向けサイトの運用も開始しており、場所を問わず、必要な情報を入手できるよう、工夫されています。

利用者からは、無料で検索できるため大変に好評を得ており、東日本大震災が発生した際にもアクセス数が大きく増加するなど、バスの情報を求める利用者に大きく貢献しました。

今後は、大規模災害などの際にバスが鉄道の代替輸送手段として効果的に活用できるよう、災害時専用ホームページの構築も進めています。





## (2) 建築物におけるバリアフリー化の推進

### <現状>

- バリアフリー法、建築物バリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例に基づき、毎年度、相当数の建築物のバリアフリー化が進展しています。
- 平成 21 年の福祉のまちづくり条例改正により、200 ㎡未満の物販店舗、飲食店、サービス店舗等が小規模建築物の整備基準の対象に追加されたため、新設・改修を行う場合の整備は着実に進展しました。

### ～各種法令に基づく整備基準について～

- 東京都では、バリアフリー法に基づき、建築物バリアフリー条例を制定し、バリアフリー法で定める、①バリアフリー化が義務づけされる用途（特別特定建築物）の追加、②規模の引き下げ、③バリアフリー化の整備基準の強化、を行うことで、建築物のバリアフリー化を推進しています。

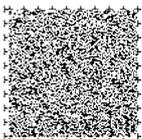
また、福祉のまちづくり条例では、建築物バリアフリー条例等の整備基準に加え、「観覧席・客席」及び「公共的通路」に関する基準を追加するとともに、対象とする建築物の用途と規模をより広範に定めています。

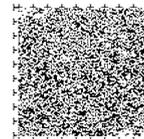
### <バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例>

- バリアフリー化の基準への適合の義務対象となる建築物

建築物の用途と規模は、下表のとおりです。下表に該当する建築物を、新築、増築、改築、用途変更しようとする際、建築基準法に基づく確認申請や中間・完了検査時に審査を受けます。

バリアフリー化が義務づけされる用途（特別特定建築物）	規模（床面積の合計）
学校（すべて）、病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）、集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂、保健所・税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム・保育所・福祉ホームその他これらに類するもの、老人福祉センター・児童厚生施設・身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、博物館・美術館又は図書館、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、公衆便所	すべての規模
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）、百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗、飲食店、郵便局又は理髪店・クリーニング取次店・質屋・貸衣装屋・銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供するものに限る。）	500㎡以上





バリアフリー化が義務づけされる用途（特別特定建築物）	規模（床面積の合計）
劇場・観覧場・映画館又は演芸場、集会場（すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）、展示場、ホテル又は旅館、体育館・水泳場・ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場、公衆浴場、料理店	1,000㎡以上
共同住宅、公共用歩廊、複合建築物	2,000㎡以上

○ バリアフリー化の基準について

出入口や廊下等、傾斜路などの建築物特定施設をそれぞれの基準で整備する必要があります。特に、利用居室と、①道等、②車いす使用者用便房、③車いす使用者用駐車施設を結ぶ経路は、階段等の段差を設けず、平坦又は傾斜路やエレベーター等で移動できる経路（移動等円滑化経路）を1つ以上設けなければなりません。

<福祉のまちづくり条例>

○ 届出及び整備基準への適合が義務付けられる対象について

建築物の用途と規模は、下表のとおりです。建築物バリアフリー条例等で対象となる新築、増築、改築、用途変更に加え、大規模の修繕、大規模の模様替えの際にも届出が必要となります。

建築物バリアフリー条例等の対象ではないが、福祉のまちづくり条例の対象となる用途の例	規模（床面積の合計）
診療所（患者の収容施設を有しないもの）、百貨店・スーパーマーケット・コンビニエンスストアなど・飲食店、郵便局又は理髪店・クリーニング取次店・銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	500㎡未満
事務所、寄宿舎又は下宿	2,000㎡以上

○ 小規模建築物の整備基準について

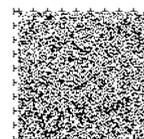
生活に身近な店舗等のうち、床面積の合計が200㎡未満のもの（小規模建築物）について、実態に配慮した遵守基準を定めています。

【小規模建築物として対象となる施設】

診療所（患者の収容施設を有しないもの）、百貨店・スーパーマーケット・コンビニエンスストアなど・飲食店、郵便局又は理髪店・クリーニング取次店・銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

【整備基準の内容】

- ・ 敷地内の通路：段差を設けず、歩行者と車いす使用者がすれ違える幅（120cm以上）
- ・ 出入口：段差を設けず、車いす使用者が通過できる幅（80cm以上）
- ・ 便所：便所を設置する場合は、車いす使用者も使える便房（個室）を設置



## <課題>

○ 都内の建築物の大多数を占める小規模建築物を含む既存建築物では、敷地や建築物の構造上の制約、福祉のまちづくり条例の整備基準等への適合が努力義務にとどまることなどにより、整備が進みにくいことが課題となっています。しかし、高齢者や障害者を含むすべての人が、身近な地域で、自ら買い物をしたり、食事などに出かけられることができるよう、都民の生活に密着した小規模建築物を含む既存建築物に対するバリアフリー化対策を、今後、地域において推進していく必要があります。

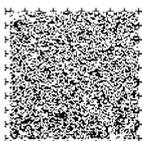
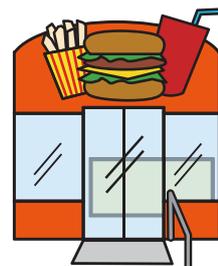
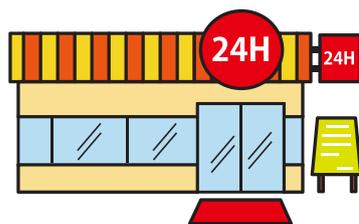
○ とりわけ小規模建築物においては、前述の整備基準を満たしたとしても、内部に段差のある店舗や、カウンターの座席しか用意されていない飲食店、商品棚の間の通路が狭い物品販売店などでは、車いす使用者が食事や買い物などができないことがあります。

しかし、既設の配置状況を前提に、段差を解消すること、席や商品棚の間隔を後から確保することは、スペース上の制約を大きく受けるため困難な場合があります。

そのため、例えば飲食店では、内部の段差が解消できない場合は、入口の近くに車いすで利用できる席を設けること、また、内部にトイレを設置するスペースがない場合は、建築物全体あるいは、周辺の商店街などの地域全体で、共有の誰でも利用できるトイレを用意するなどの工夫が必要です。

また、小規模建築物を含む既存建築物においても、改修を待つことなく、仮設のスロープを活用することや、従業員による人的対応などを店舗等の運営マニュアルなどに定めるとともに、利用者に明らかにしていくなどの対応を進める必要があります。

<テーブル席がある整備事例>



## <今後の施策の方向>

○ 福祉のまちづくり条例に基づく届出先である区市町村に対して、適切な条例運用に向けた支援を行うとともに、努力基準に適合している場合に交付する適合証制度を活用し、より望ましい基準への誘導を図ります。

○ バリアフリー法に基づき、義務となる基準を超え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定する制度について、周知を図り、質の高い建築物のバリアフリー化を推進します。

○ 店舗等の内部について、整備基準を満たした上で、それに加えて必要となる、段差解消やレイアウトなどに当たっての配慮や工夫を示したガイドラインを活用し、区市町村、施設整備や店舗経営を行う事業者に対して、積極的に働きかけていきます。

○ 観光振興施策の一環として、観光やビジネスのために東京を訪れる障害者や高齢者などが、安全かつ安心して宿泊施設を利用できるよう、都内における宿泊施設のバリアフリー化を支援し、旅行者の増加を図ります。

○ 商店街の振興、地域経済の活性化の観点から、商店街が、だれでもトイレの設置や案内サインの表示など、ユニバーサルデザインに基づく施設の整備などを行う取組を支援します。

○ 子育て家庭が、安心して気軽に外出できる環境を整備するため、授乳やおむつ替えなどができる設備「赤ちゃん・ふらっと」を、保育所、児童館、公共施設や商業施設など、様々な場所に設置促進するとともに、「赤ちゃん・ふらっと」の所在等を広く周知していきます。

<適合証イメージ>



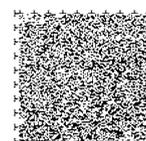
<店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン>



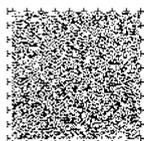
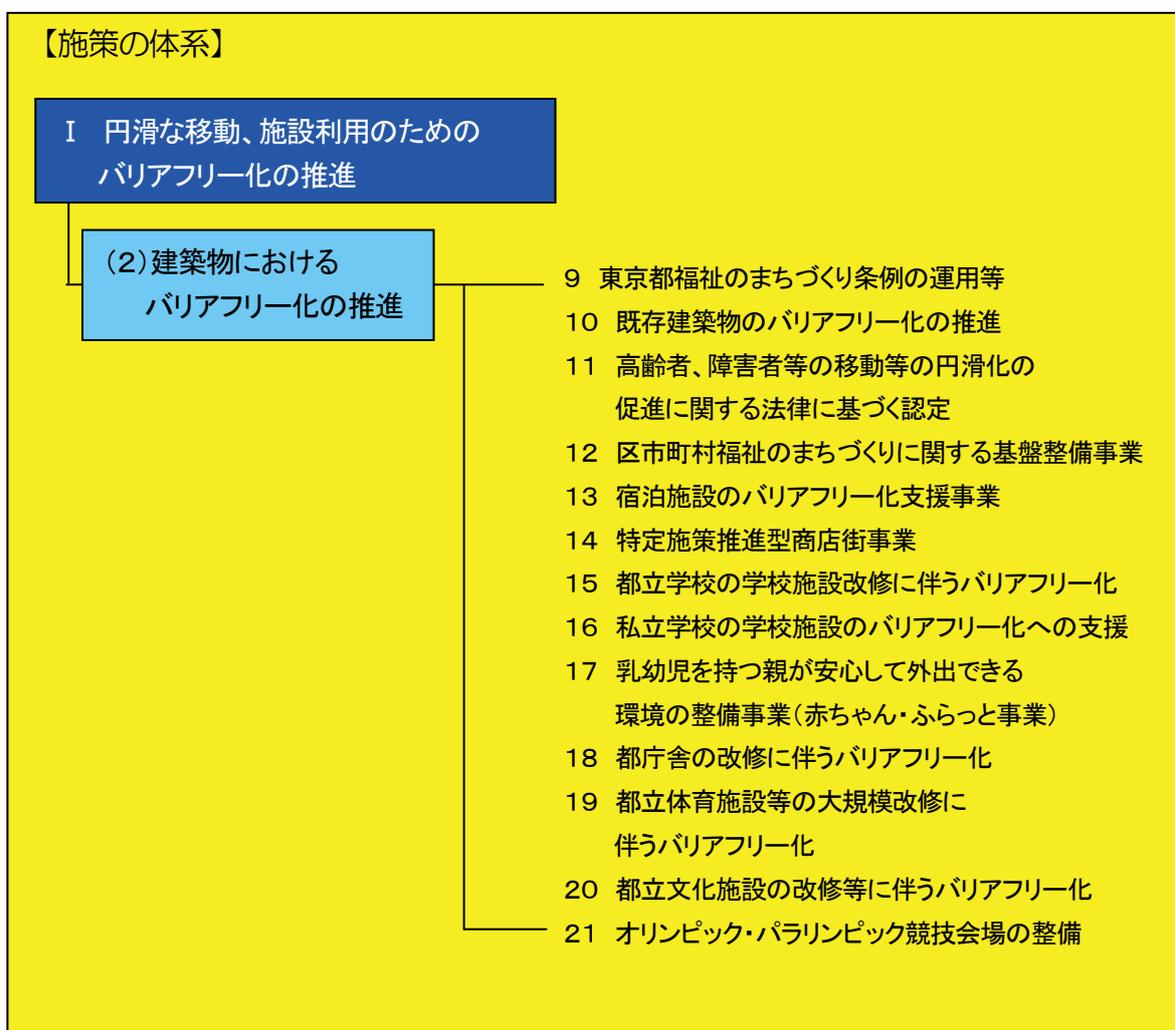
<適合証イメージ>

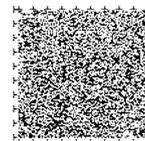


<赤ちゃんふらっとのイメージ>



- 都庁舎、体育施設（駒沢オリンピック公園総合運動場、有明テニスの森公園テニス施設、障害者総合スポーツセンター、多摩障害者スポーツセンター等）、文化施設（庭園美術館、写真美術館、文化会館等）、都立学校など、都立施設の改修に当たっては、利用者が安全、安心、円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促進していきます。
- オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて都が新設する恒久施設について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を行い、誰もが快適にスポーツを楽しめる環境を整えます。





## コラム 宿泊施設におけるユニバーサルルームの整備 < 公益財団法人 日中友好会館 >

日中友好会館では、車いす使用者が利用できる便所や浴室を設けるユニバーサルルームの整備など、経営するホテルを福祉のまちづくり条例に適合した基準へ改修することに努めています。

建築当時、ユニバーサルルームはありませんでしたが、シングルルーム2部屋を1つの部屋として整備することで、必要な面積を確保しています。

整備したユニバーサルルームは、車いす使用者等の障がい者だけではなく、すべての宿泊客に好評で、当該客室の稼働率は高く、整備前に比べると、ホテル全体の稼働率も上がっています。

ユニバーサルルームの整備後も、車いす使用者の入浴を補助するために、浴室に入浴用の椅子を設置するとともに、障がい者に対する接客マニュアルを作成し、フロントのスタッフ研修を実施するなど、ハード・ソフトの両面でバリアフリー化を図っています。

<整備されたユニバーサルルーム>



<車いす使用者も利用できる水回り>



## コラム 民間事業者に対するバリアフリー整備費の助成 < 練馬区 >

練馬区では、一定の要件を満たす既存建築物に対し、バリアフリー整備費を助成しています。

既存建築物でのバリアフリー整備は、構造上の制限から、新築と同等の基準での整備は困難なため、4つの助成コースを設け、建物の用途、構造等の状況に応じて、事業者が選択可能な制度としています。

特に、平成25年度から設けた新たなコースでは、構造上工事が難しい物件について、市販の簡易型スロープや簡易型手すりなどの備品も購入費の一部を対象としています。

この結果、診療所や店舗等からの問合せが増え、助成数が着実に伸びています。平成25年は診療所・店舗だけで12件の補助実績があり、前年の実績を大きく上回りました。

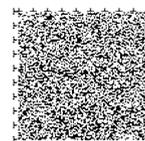
<新コースの活用事例>

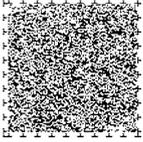


<バリアフリー化の一例(スロープ設置)>



また、平成22年度から(公財)練馬区環境まちづくり公社練馬まちづくりセンターを福祉のまちづくり協働推進拠点として位置付け、専門スタッフによる助成制度の活用支援を含めた相談や研修などを実施し、事業者に対するきめ細かいサポートを行っています。





### (3) 道路・公園等におけるバリアフリー化の推進

#### <現状>

##### 【道路】

- 都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として重要な役割を担っている道路について、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で快適に歩行・移動ができるよう、歩車道の分離、路面の平坦性、有効幅員の確保などのバリアフリー化に取り組んできました。

高齢者や障害者などを含む多くの人々が日常生活で利用する駅や公共施設、病院などを結ぶ都道において、歩道の段差解消、こう配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などに取り組み、バリアフリー化は着実に進展しました。

このうち、区市町村が定めるバリアフリー基本構想の重点整備地区等において位置付けられた特定道路（都道）については、重点的にバリアフリー化を進め、ほぼ整備が完了しました。

<都道のバリアフリー化のイメージ>

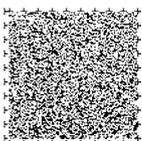


- 歩道の整備・改善などにより安全で安心して歩ける道路空間を提供するとともに、道路の無電柱化により快適な道路空間を形成してきました。また、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実や、道路と鉄道の立体交差化の推進等を図ってきました。
- 高齢者や障害者などの交通事故を防止し、安全に、安心して道路を利用できるよう、高齢者や障害者に配慮した信号機の設置、エスコートゾーンの整備を進め、着実に進展しました。

##### 【公園】

- 公園は、都民にゆとりや安らぎを与え、自然と触れ合うレクリエーションの場の提供、美しい景観や魅力の創出、ヒートアイランド現象の緩和など環境の保全、震災時の避難場所となる防災の拠点など、多様な面において都市活動を支える重要な役割を担っています。

そのため、誰もが安心して快適に公園を利用できるよう、各法令に基づき、園路の移動円滑化、だれでもトイレや車いす使用者用駐車スペースの整備などに取り組み、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりが進展しました。



## 【河川】

- 河川は、水辺に親しむ場、生き物を育む場、自然と触れ合える場、美しい景観の創出など、都市に残された貴重な空間であり、誰もが安心して水辺に親しめるよう、河川の整備にあわせ、可能な限り、水辺の散策路の整備やバリアフリー化を図ってきました。

## <課題>

今後も引き続き、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、誰もが安全で快適に利用できる道路、公園、河川の整備を進めていく必要があります。

## <今後の施策の方向>

### 【道路】

- 高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で快適に広域的な移動ができるよう、歩道や地下歩道の整備、視覚障害者誘導用ブロックの設置、横断歩道橋等へのスロープ・エレベーターの整備を進め、利便性の向上を図ります。

<横断歩道橋のエレベーター整備例>



駅や公共施設、病院などを結ぶ都道においては、重点的に、歩道の段差解消、こう配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を引き続き進めます。

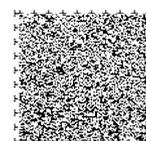
- 道路上の電線類は都市景観を損ね、歩道の電柱は歩行者や車いすの通行の妨げとなります。また、災害時には、電柱の倒壊や電線の切断が物資輸送や救急活動の支障となり、復旧を遅らせる要因となります。

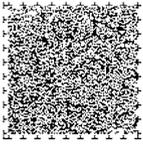
そのため、良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の強化を図るため、電線類を地下に収容し、無電柱化を推進します。

<道路の無電柱化のイメージ>



- 渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、すべての人の安全かつ快適な移動を可能とすることから、区部環状道路や多摩南北道路をはじめとする都市計画道路などの道路ネットワークを充実させ、交通環境の向上を図ります。

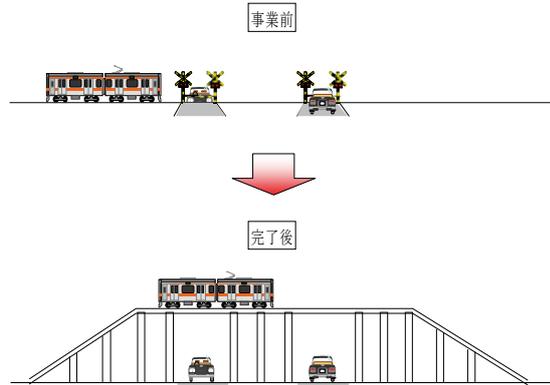




- 道路交通を阻害し、安全で効率的な都市活動の障害となる踏切を除却し、都市の機能や利便性を向上させるため、道路と鉄道の連続立体交差事業を推進します。

また、この事業に伴い立体化される駅施設を安全かつ快適に利用できるよう、鉄道事業者と調整し、エレベーターの整備等を図っていきます。

＜連続立体交差事業のイメージ＞



- 高齢者や障害者等の安全安心な歩行を確保するため、高齢者等感应式信号機（P11※9参照）、視覚障害者用信号機（P11※10参照）、エスコートゾーン（P11※11参照）、ゆとりシグナルなど（※14）について、区市町村の定めるバリアフリー基本構想の重点整備地区や、高齢者や障害者等の利用者が多い場所を優先し、交通状況なども勘案し整備を促進します。

＜エスコートゾーンのイメージ＞



【公園】

- 都立公園では、「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進め、視覚障害者の利用を補助するためのトイレの音声案内、乳幼児を連れてトイレを利用するためのベビーベッド・ベビーチェアの設置など、すべての利用者が安心して、快適に利用できる都立公園等の整備を図ります。

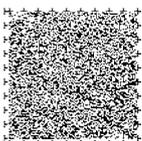
また、区市町村の実施する公園整備等について支援を通じ、誰もが利用しやすい公園の整備を促進します。

＜公園のバリアフリー化のイメージ＞



- 臨海地域・水域に設置する海上公園では新たな整備等に合わせたバリアフリー化を進めるとともに、自然公園についても、施設の改修や新設時にあわせて、だれでもトイレなどの設置を進めていきます。

（※14）ゆとりシグナル・・・青及び赤信号の残り時間を8つの目盛りで表示し、時間の経過とともに1目盛りずつ消灯していき、目盛りがゼロとなった時点で信号が変わる、経過時間表示機能付き歩行者用灯器のこと



【河川】

- 誰もが水辺に親しめるように、スーパー堤防等の河川の整備にあわせ、スロープの設置やテラスの連続化など、可能な限りバリアフリー化を推進するとともに、整備済みの箇所においても緑化など環境の充実を図ります。

＜スーパー堤防のイメージ＞



【施策の体系】

I 円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進

(3) 道路・公園等におけるバリアフリー化の推進

道路関係

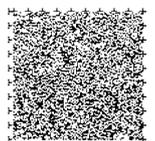
- 22 特定道路等のバリアフリー化
- 23 歩道の整備
- 24 地下歩道の整備
- 25 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 26 横断歩道橋等のバリアフリー化
- 27 道路標識の整備
- 28 道路の無電柱化の推進
- 29 都市計画道路等によるネットワークの充実
- 30 連続立体交差事業の推進
- 31 高齢者等感应式信号機の整備
- 32 視覚障害者用信号機の整備
- 33 エスコートゾーンの整備
- 34 経過時間表示機能付き歩行者用灯器(ゆとりシグナル)の整備

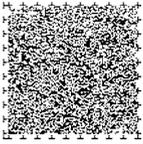
公園関係

- 35 視認性を向上した道路標識の整備
- 36 都立公園の整備
- 37 区市町村の公園整備事業への支援
- 38 海上公園の整備
- 39 自然公園の施設改修に合わせたバリアフリー化

河川関係

- 40 河川整備に合わせたバリアフリー化の推進





#### (4) 面的なバリアフリー整備

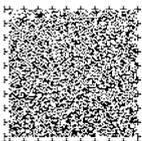
##### <現状>

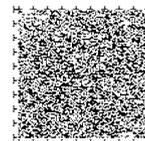
- 福祉のまちづくりを進める上では、公共交通機関、建築物、公園、道路などについて、整備基準への適合を求め、各施設のバリアフリー化を推進するとともに、地域全体の利便性や安全性を視野に入れた総合的な施設整備を行うことが重要です。
- そのため、バリアフリー法では、住民に身近な自治体である区市町村が、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、基本構想を策定することができるとされています。  
地域における高齢者、障害者等の自立した生活を確保するためには、旅客施設、建築物等の生活関連施設、及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要です。  
また、重点整備地区における移動等円滑化に対する取組を効果的に推進するため、計画作成の様々な段階において、高齢者や障害者、地域住民など、実際に施設を利用する当事者や関係者の理解と協力が必要です。
- このほか、都では、連続的・面的な整備の推進を図るため、先駆的な取組を行う区市町村を支援する「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」や、公共トイレについて、地域の特性やニーズに基づく適正配置をはじめとした、生活者の視点に立った面的な整備を行う「とうきょうトイレ整備事業」などを実施し、区市町村の取組を支援してきました。

<ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業のイメージ>



- これらによって、重点整備地区等に取り組む区市町村は着実に増加し、地域住民・事業者・行政等の関係者が協議会等を設置して地区の整備計画を定めるなど、協働の仕組みの構築や、整備のノウハウが地域に蓄積され、面的なバリアフリー整備が進展しました。
- 震災時には避難場所となる公園や道路等の公共施設を整備するとともに、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、暮らしやすく安全で快適なまちづくりを行うため、都施行の「市街地再開発事業」を着実に進めてきました。





- また、公共施設を総合的に整備するとともに、宅地を一体的に整備して土地利用の増進を図り、都市再生及び生活環境の改善を図るため、都施行の「土地区画整理事業」を着実に進めてきました。

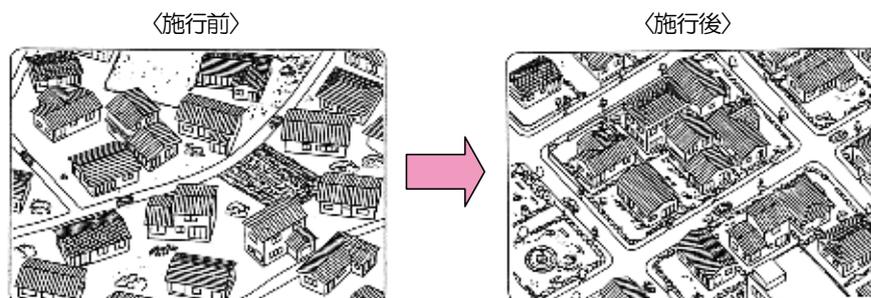
### <課題>

これまで重点整備地区等における事業に取り組んでいない区市(平成24年度末時点では5区15市)や地域においても、バリアフリー基本構想の策定等による計画的な面的バリアフリー整備を都内全域へ波及させることが課題となっています。

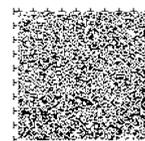
### <今後の施策の方向>

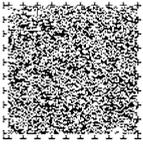
- バリアフリー基本構想について、駅を有していない・まちのバリアフリー整備が概ね進んでいる区市を除いて、すべての区市で策定するよう、基本構想策定経費の一部を補助するとともに、情報提供や技術的助言を行い、高齢者、障害者等の移動や施設利用に当たっての利便性・安全性の向上を促進していきます。
- 都市の既成市街地において、幹線道路など重要な都市基盤を早期に整備するとともに、併せて、周辺のまちづくりを通して、東京の都市再生や都市機能の強化、快適な都市環境の創出を図るため、引き続き、「市街地再開発事業」を推進していきます。  
また、都内には、道路、公園、広場等の公共施設が不足し、消防活動が困難で防災上危険な地域や、大規模な跡地など利用効率の低い地域、スプロール化(※15)が懸念される地域などが、いまだに数多く見られます。  
そのため、都市施設の不足している地区について、公共施設を総合的に整備するとともに、宅地を一体的に整備して土地利用を増進し、都市再生や生活環境の改善を図る「土地区画整理事業」を引き続き、推進していきます。

#### <土地区画整理事業のイメージ>

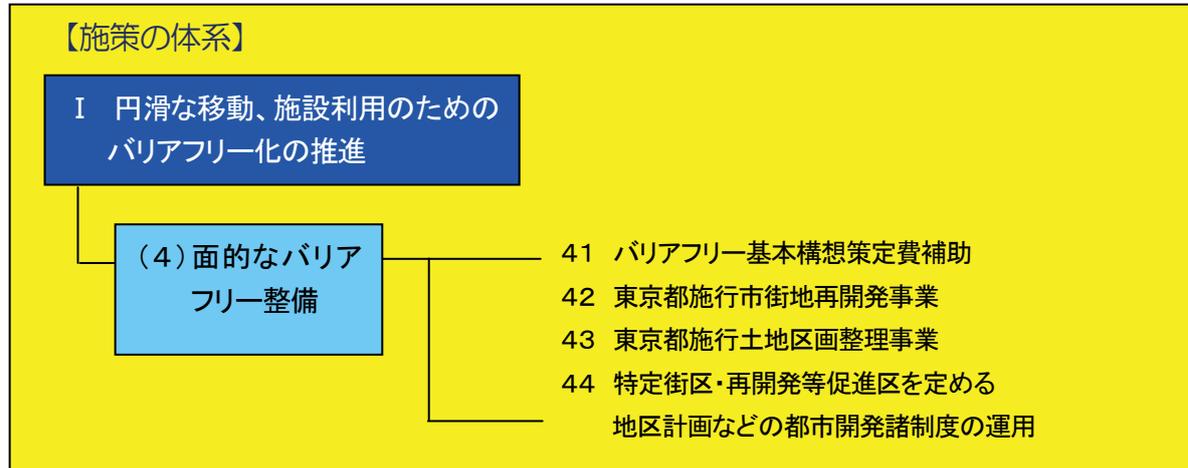


(※15) スプロール化・・・市街地が郊外に向かって拡大する際に、無秩序な開発が行われることにより、計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進む様子を表す言葉で、「スプロール現象」とも呼ぶ





- これらの都が施行する市街地再開発や土地区画整理を実施するに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に立ち、福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例に沿った整備を総合的に推進していきます。



**コラム 計画的な面的バリアフリー整備の取組 < 大田区 >**

大田区では、区全域のバリアフリーの考え方をまとめた大田区移動等円滑化推進方針のもとに、蒲田駅周辺地区と大森駅周辺地区をバリアフリー法に基づく重点整備地区とし、平成 23 年度に蒲田地区の、平成 24 年度に大森地区のバリアフリー基本構想としての位置付けとなる移動等円滑化推進計画（以下、推進計画という）を策定しました。

推進計画は、大田区移動円滑化推進協議会の下に設置する、高齢者や障がい者等の方と地域住民で構成する区民部会で、公共施設や民間施設のまち歩き点検を実施し、バリアフリー課題の検討と意見のまとめを行い、その意見を基に事業者ごとに対応策を検討し、実現できるものを計画として反映させました。

計画の対象となる生活関連施設としては、500㎡以上の商業施設や都市ホテルなどの民間施設の事業者にも協力を働きかけたことで、道路、旅客施設、公共施設に加えて趣旨に賛同いただいた施設も推進計画に加えることができました。

区民部会がまち歩きを行うことで、福祉のまちづくり条例の基準だけでは解決できないバリアなどの課題について認識できました。

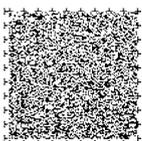
また、推進計画策定に民間事業者が関与していることで、区民の意見だけではなく、民間事業者の同意を得たものを推進計画として掲載することができました。

その結果、推進計画に基づき、具体的な事業年次や項目を掲載する特定事業計画の策定が円滑になりました。

< まち歩きの様子 >



< まち歩きを経て課題の検討 >



## (5) 駅前放置自転車対策

### <現状>

○ 放置自転車問題を広く都民に訴えるため、関係する行政機関や団体、事業者などが相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しています。キャンペーンの実施期間を定め、広報活動や駅前放置自転車の撤去等を重点的に展開するほか、功労団体・功労者への知事感謝状贈呈などを行っています。

<キャンペーン用ポスター>



○ 平成25年7月に施行した「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、自転車利用者が必要な技能・知識の習得に努めることに加え、自転車通勤する従業員の駐輪場所の確保・確認や、顧客等に対する駐輪場利用の啓発等を事業者の責務として規定しました。

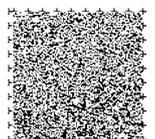
○ 自転車等駐車場の設置、放置自転車等の整理・撤去、放置防止の啓発活動など、関係諸機関の継続した放置自転車対策の取組により、都内の駅前放置自転車等の台数は、大きく減少しました。

### <課題>

都内の各駅周辺には、依然として大量かつ無秩序に自転車等が放置され、街の美観を損ねています。また、放置自転車は、高齢者や障害者を含めたすべての歩行者や緊急自動車等の通行を阻害するなど大きな社会問題となっています。

### <今後の施策の方向>

今後も関係機関と相互に協力して各種対策に取り組み、駅周辺の放置自転車等を減少させ、歩行者の安全で快適な通行の確保を目指していきます。



## Ⅱ 地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできるよう、公共住宅のバリアフリー化を進め、民間住宅のバリアフリー改修などを支援するとともに、高齢者や子育て世帯が安全で安心して暮らせる住環境を整備していきます。

### <現状>

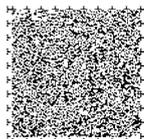
- 都営住宅においては、建替えによるストックの更新を進め、毎年度、各法令に基づく整備のほか、住戸内の床の段差解消、玄関、便所、浴室への手すり設置などを行い、バリアフリー化が進展しています。
- 民間住宅においても、各法令に基づく整備等により、毎年度、相当数のバリアフリー化が進展しています。
- 建築物バリアフリー条例や福祉のまちづくり条例では、住宅のうち、床面積の合計が2,000㎡以上の共同住宅について整備基準を定めています。

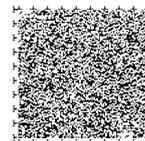
#### ～福祉のまちづくり条例の整備基準の主な内容～

- 共同住宅の敷地の接する道等から各住戸に至る経路のうち1以上を、多数の者が利用できる経路とし、出入口や廊下、傾斜路などを整備します。
    - ・廊下、階段、敷地内通路…幅120cm以上
    - ・傾斜路…幅120cm以上（階段併設は90cm以上）、こう配1/12以下
    - ・出入口の幅…80cm以上
    - ・エレベーターのかごの奥行き…115cm以上 など
- また、集会室などの多数の者が利用する利用居室がある場合は、利用居室から、①道等、②車いす使用者用便房及び③車いす使用者用駐車施設を結ぶ経路は、共同住宅以外の建築物と同様に移動等円滑化経路とする必要があります。

### <課題>

- 本格的な高齢社会を迎えようとしている東京においては、高齢者人口が増えるだけでなく、都市化や核家族化の進展などにより高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加することが見込まれているほか、近隣関係が弱体化・希薄化し、地域社会等との交流が希薄となりつつあります。





- 在宅の高齢者の多くが高齢期も引き続き現在の住宅で暮らしたいという意向を持っており、在宅生活を支える仕組みが求められています。一方で、高齢者用の住宅・施設への住み替えを望む方も一定の割合で存在することから、このような住宅や施設を整備する必要もあります。
- 東京における高齢化の動向や住まいの現状を踏まえると、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにするとともに、身体状況等に応じて必要なサービスを受けることができる環境の整備やサービスの質の確保を図り、安全・安心な住まいを実現していくことが求められています。

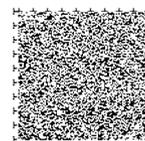
＜サービス付き高齢者向け住宅のイメージ＞

- 都は、これまでも、住宅施策と福祉施策との連携による、バリアフリー化され、緊急時対応や安否確認等のサービスの質が確保されたサービス付き高齢者向け住宅等の整備など、様々な取組を行ってきました。住宅・施設等のハードと生活支援サービス等のソフトの組合せによる適切な対応、基礎的自治体である区市町村の取組との連携、限られた土地資源や既存ストックの有効活用、の視点に立って、引き続き高齢者の住まいを取り巻く課題解決に向け、施策を推進していくことが求められています。



### ＜今後の施策の方向＞

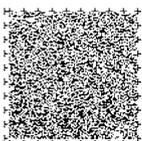
- 都営住宅について、良質なストックとして維持・更新していくため、昭和40年代以前に建設された住宅を、地域の特性や老朽化の度合い等を勘案しながら、計画的に建替えを推進します。建替えに当たっては、引き続き各法令に基づく整備のほか、住戸内のバリアフリー化を促進します。  
既存の都営住宅についても、高齢者、障害者に配慮し、手すりの設置、玄関ドアノブのレバーハンドルへの交換、エレベーターの設置など、バリアフリー化を推進します。  
また、都営住宅の建替えにより創出した用地の有効利用を図り、区市町村と連携し、高齢者施設など、地域に必要な福祉施設の整備を促進します。
- 区市町村が公営住宅の新規供給や建替えを行う場合に、住宅のバリアフリー化等を要件として補助することにより、高齢入居者等に配慮した公営住宅の整備を促進します。



- 地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等に資するため、民間事業者が狭い敷地を共同化して共同住宅を建設する、老朽マンションを建て替える、などの場合に助成を行う都市居住再生促進事業において、基本的なバリアフリー等を義務づけ、防災性の向上や良質な市街地住宅の供給を図ります。
- バリアフリー改修など、マンションの共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合に助成を行い、既存のマンションにおけるバリアフリー化や長寿命化等を図り、良好な住宅ストックを形成していきます。
- 介護保険の対象とならない高齢者においても、自宅で安心して生活できるようにするため、浴槽、流し、洗面台の取替えや便器の洋式化など、住宅の改修費用を助成する区市町村の取組を支援していきます。
- 多様なニーズを持つ高齢者が、ケアが必要になっても地域で安心して暮らし続けることができるよう、区市町村と連携を図りながら、事業者に対する整備費補助等を行うことにより、サービス付き高齢者向け住宅等の供給の促進を図ります。
- バリアフリー構造で、緊急時対応や安否確認等を行う高齢者向け公的賃貸住宅であるシルバーピアについても、事業の実施主体である区市町村を支援し、整備・運営を適切に促進していきます。

<子育てに配慮した住宅のガイドブック>

- 子育て世帯が安全で安心して居住できる住環境を整備するため、モデル的に供給した子育て世帯向けの民間賃貸住宅の効果検証等を踏まえて、その普及・啓発を図ることなどにより民間市場における供給を促進していきます。



【施策の体系】

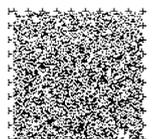
II 地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備

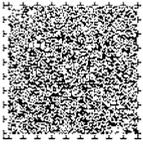
(1) 公共住宅の整備

- 46 公営(都営)住宅のバリアフリー化の促進
- 47 都営住宅大規模団地の建替え等に伴う創出用地の活用
- 48 高齢者、障害者等向け都営住宅の建設
- 49 高齢者、障害者等向け公的賃貸住宅の整備(シルバーピア・車いす住宅)
- 50 区市町村公営住宅整備事業助成

(2) 民間住宅の整備促進

- 51 だれもが住みやすい民間住宅バリアフリー化の普及促進(サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進、子育て世帯向け住宅の供給促進等)
- 52 都市居住再生促進事業
- 53 マンション改良工事助成事業
- 54 住宅改善事業(バリアフリー改修等)





### Ⅲ 様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実

情報は分かりやすく、また必要な情報を適切な時期に容易に入手できることが大切であり、情報バリアを有する人たちの特性に応じた情報提供の取組を展開していきます。また、観光施設や文化財が多い東京において、国内外の旅行者はもちろんのこと、視覚や聴覚に障害を持つ方々も、他の人々と交流し、歴史や文化に触れ、楽しみ、鑑賞できるように、ハード・ソフトの両面から配慮した取組を進めていきます。

#### <現状>

- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、外国人など、情報を得ることが困難な人に対しては、音声や文字による情報化のほか、絵文字・記号・多言語表記、手話・筆記、IT機器等による多様な情報提供手段の整備を推進する必要があります。  
情報の提供に当たっては、相手方の障害特性等を踏まえ、次のような点を充実、配慮する必要があります。

- ・ 視覚障害者や聴覚障害者に対する音声・点字や文字・手話による情報提供の充実（例：音声アナウンス、文字表示盤等）
- ・ 難聴者（補聴器使用者）等に対する、観客席・客席における情報提供の充実（例：磁気ループ等の集団補聴設備の普及）

#### ●磁気ループとは

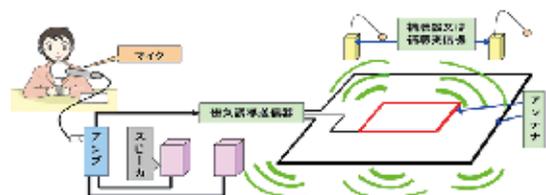
聴覚障害者や聴力の弱い高齢者などで補聴器を使用している方が、広い空間や騒音の多い場所において、音声を正確に聞き取るために聴力を補うための集団補聴設備の一種で、東京都福祉のまちづくり条例において、観覧席・客席の整備基準が適用される施設については集団補聴設備の整備が義務付けられています。

磁気ループは、客席の床面等に、音声データから変換された磁気を発生させるワイヤーをループ状に敷設し、ワイヤーから発生された磁気を、ループの内側にある補聴器で受信して音声信号に変えることで、目的の音声を届けることができる設備です。

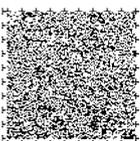
建物施工時に、ワイヤーを床下や天井に埋設・固定する「常設型」と、持ち運び可能な磁気発生アンプと巻き取り式のワイヤーを用いて必要な場所にループを設置できる「移動型」があります。

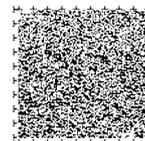
なお、磁気ループ内で音声を聞き取るためには、補聴器をTモードにすることが必要です。

<磁気ループのイメージ>



- ・ 色弱者に対する色使いの配慮（例：色の種類、組み合わせ等への配慮）





- ・ 知的障害者等に対する意思疎通を円滑にする手法の充実  
（例：コミュニケーションボード等の普及）
  - ・ 個人の属性に応じた適切なルート案内などの移動支援手法の充実  
（例：ユビキタス技術（※16）等の活用）
- 都では、これまで、視覚障害者向けには点字や音声、聴覚障害者向けには文字化や手話、外国人向けには多言語表記などのほか、インターネット等を活用し、様々な情報提供を行ってきました。
- また、すべての人が必要な情報を入手できるよう情報のバリアフリーを推進していく上では、東京に観光などで訪れる外国人旅行者等に対する情報提供を充実させていくことも必要です。
- そのため、外国人旅行者や障害者、高齢者を含めたすべての人が安心して東京での滞在を楽しめるように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識の設置や、外国人旅行者が日本の食の魅力を十分に堪能できるよう、飲食店が外国語メニューを作成するための支援システムをウェブサイトで公開するなどの取組を行ってきました。

#### <課題>

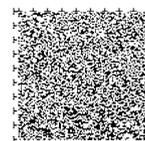
すべての人が必要な情報を適時・適切に入手できるようにするため、また、今後も旅行者の増加が見込まれることや東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定したことなども踏まえ、障害者や外国人等に配慮した情報提供を一層促進する必要があります。

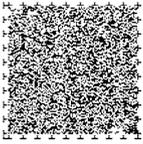
#### <今後の施策の方向>

- 情報を得ることが困難な人に対し、点字をはじめ、音声・文字の拡大、色彩、手話、筆記、インターネット、IT機器等による多様な情報伝達方法により情報提供を進め、社会参加を促進します。
- 視覚障害者向けに、広報東京都、東京都が都民向けに作成する刊行物、新聞等によって毎日流れる新しい情報、暮らしに役立つ消費生活情報誌、新しく刊行される多数の図書類など、社会生活を営む上で必要とする情報や知識について、点字のほか、テープやCDなどの音声により、幅広く提供していきます。

---

（※16）ユビキタス技術・・・「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」の考えのもと、さまざまなサービスがコンピューターネットワーク等で提供され、生活を豊かにする社会を実現するための情報通信技術





- 聴覚障害者向けに、字幕入りの消費者教育DVDや、映画・テレビ番組等に字幕を入れたDVDなどを作成し、消費者教育の機会の提供や、生活文化の向上と福祉の増進を図ります。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、聴覚障害者や外国人旅行者等が安心して東京を訪れ、活動できる環境を整備するため、手話のできる都民や高齢者を中心とした語学ボランティアの育成を進めます。
- 重度の視覚障害者、盲ろう者のコミュニケーションや移動を支援するため、視覚障害者へのガイドヘルパーの確保、盲ろう者への通訳・介助者派遣等について支援を行い、社会参加を促進します。

<交番での手話によるコミュニケーションのイメージ>

- 地域の警察活動の拠点となる交番において、聴覚障害者の心情に配慮した対応や、視覚障害者や外国人に配慮した地理案内板の設置を推進します。



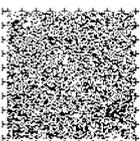
- 視覚障害者が安心して駅を利用できるよう、都営地下鉄の駅構内に、触知案内図の整備や誘導チャイムの設置を推進します。

<観光案内標識のイメージ>

- 外国人旅行者や障害者、高齢者を含めたすべての人が安心して東京での滞在を楽しみ、快適に移動ができるよう、観光案内標識の整備を推進するほか、観光情報提供の中核となる観光情報センターなど観光案内所の機能を強化し、無料の公衆無線LAN(Wi-Fi)を整備するなど旅行者の様々なニーズに的確に対応していきます。



- 現行の外国語メニュー作成支援ウェブサイトについて、再構築を図るとともに普及啓発を行うことにより、外国語メニューが利用できる飲食店を増加させ、東京を訪れる旅行者の利便性や飲食店のサービス向上を推進していきます。
- 地域のバリアフリーマップなどの福祉のまちづくりに関する情報、公共スポーツ施設のバリアフリー化などの障害者スポーツに関する情報、外国人旅行者向けの観光ガイドサービスなどの観光情報について、ホームページを活用して提供するとともに、内容の更なる充実とわかりやすい情報提供に努めていきます。



【施策の体系】

Ⅲ 様々な障害特性や外国人等にも  
配慮した情報バリアフリーの充実

(1) 障害者・外国人等  
への情報提供体制の整備

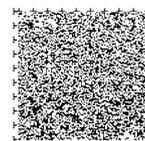
- 55 視覚障害者向け都政情報の提供  
(広報東京都の点字版・音声版等)
- 56 消費生活情報の提供(東京くらしねっと CD 版)  
及び字幕入り消費者教育 DVD の作成
- 57 点字録音刊行物作成配布事業
- 58 点字による即時情報ネットワーク事業
- 59 視覚障害者用図書製作貸出事業
- 60 字幕入映像ライブラリー事業
- 61 視覚障害者ガイドセンター運営事業
- 62 聴覚障害者意思疎通支援事業
- 63 手話のできる都民育成事業
- 64 盲ろう者通訳・介助者派遣事業  
盲ろう者通訳・介助者養成研修事業
- 65 「外国語おもてなし語学ボランティア」育成事業
- 66 交番における手話技能取得者による活動
- 67 交番等における視覚障害者及び外国人への配慮
- 68 都営地下鉄駅の触知案内図・音声案内  
装置等の整備

(2) まちなかでの  
情報提供の充実

- 69 東京ひとり歩きサイン計画
- 70 隅田川案内サインの設置
- 71 観光案内所の運営
- 72 多言語メニュー作成支援ウェブサイトの構築

(3) ホームページ  
による情報提供  
の内容充実

- 73 福祉のまちづくりホームページの内容充実  
(区市町村バリアフリーマップ等)
- 74 TOKYO障スポ・ナビの運用
- 75 ウェブサイト等による観光情報の発信



## コラム 民間施設も含めた公共トイレの情報提供 < 町田市 >

町田市では、公共的役割を担うトイレを対象に適正配置を進めていく指針として、平成 21 年度に「町田市公衆トイレ整備計画」を策定し、整備を進めています。

<成瀬駅前にある公共トイレ>



それと同時に、トイレは公設・民設を問わず公共的な役割を担う要素が強くなっていることから、公共施設や民間施設のトイレを「公共トイレ」と位置付け、民間施設等でトイレの開放に協力してもらえる「公共トイレ協力店」の場所や設備内容、利用時間をPRすることを目的に公共トイレマップを作成しています。

<作成したトイレマップ>



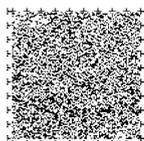
公共トイレの整備にあたっては、市全域地図に点在する公共トイレを中心に半径 500mの円を描き、その円から洩れているエリアを公共トイレ空白地域としています。

これを解消するため、町田市全域の公共トイレ空白地域を地区ごとに分け、毎年度選定した地区を中心に商業施設等に公共トイレ協力店の協力依頼をしています。

あわせて、公共トイレを市内全域に広げるため、広報・ホームページを通じて協力店を募集します。

こうした取り組みの結果、協力店舗は平成 25 年 12 月現在で 79 店舗まで広がりました。

完成したトイレマップは、紙媒体で配布するほか、町田市役所のホームページに電子版の公共トイレマップの情報を載せており、「地図情報まちだ」を利用することで簡単に調べることができます。



## コラム 羽田空港国際線旅客ターミナルビルにおける情報バリアフリーに向けた取組 < 東京国際空港ターミナル株式会社 >

羽田空港では、すべての利用者に対してより効果的に情報を提供できるよう、ハード・ソフトの両面から情報バリアフリーに向けた取組を行っています。

平成22年10月に供用開始となった羽田空港国際線旅客ターミナルビルでは、有識者・障害者・国・自治体・航空事業者・鉄道事業者等により構成される「ユニバーサルデザイン検討委員会」により、計画段階より検討・評価が行われてきました。

検討の結果、案内サインは、日本語・英語・中国語・韓国語の4カ国語表記を基本とし、弱視のお客様にも見やすいように、配色を工夫しています。

また、フライトインフォメーションボードには、フライト情報以外にも様々な情報をテロップで流せるようにすることや、エレベーター内へ聴覚ボタンを設置するなどの取組を実施しています。

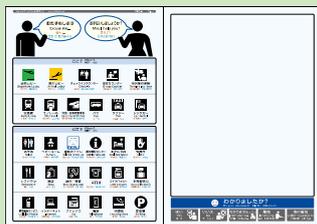
### <手で見えるフロアマップ>



さらに、目の不自由なお客様向けに「手で見えるフロアマップ（触知パンフレット）」や「点字ガイドブック（点字パンフレット）」などを作成し、館内での案内業務に役立てています。

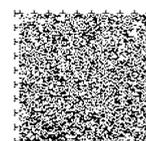
あわせて、コミュニケーション支援ボード・筆談ボードを案内カウンターに設置し、耳の不自由なお客様だけではなく、外国人観光客なども含めたすべての人が不自由なく、必要な情報を入手できるよう、取組を進めています。

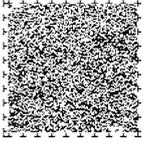
### <コミュニケーション支援ボード>



加えて、受付カウンターには磁気ループを設置しており、誘導コイル付き補聴器を使用している方が周囲の騒音を気にすることなく、情報を得ることができます。

今後も、2年サイクルで定期的に事後評価に基づき必要に応じた改善を実施することで、スパイラルアップを行っていきます。





## IV 災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり

要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、福祉のまちづくりの観点も踏まえた、きめ細かな取組を進めていきます。

また、日常生活の中で発生する事故を防止し、地域の中で安心して生活していけるよう、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進します。

### <現状>

- 地震などの自然災害に対しては、都・区市町村・防災機関・事業者・地域の防災組織・都民が総力を結集して万全の備えを講じることにより、防災対応力を高め、安全な都市を実現していく必要があります。

都では、地震による災害に関して、震災対策条例や地域防災計画などにより防災対策を推進しています。平成24年3月には、帰宅困難者対策条例を制定し、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた対策への取組を明文化しました。

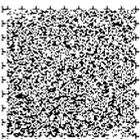
災害が発生した場合には、すべての被災住民が支援を必要としますが、なかでも要配慮者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動にあたって支援を要することから、十分な配慮が必要です。

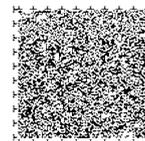
要配慮者に対する、災害等への備えや発災後の応急対策、生活の再建に関する支援等の様々な施策については、福祉のまちづくりの観点も踏まえて推進していくことが重要です。

- 都はこれまで、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい人が多く利用する社会福祉施設等について、耐震診断・耐震改修に要する費用を補助することにより、耐震化の促進を図ってきました。

また、要配慮者への災害対策の中心を担う区市町村に対して、避難所管理運営や要配慮者対策に係る各指針を作成・改訂して示すとともに、避難支援体制整備への助成や、福祉保健・防災部門の職員を対象とした研修の実施などの取組を行ってきました。

帰宅困難者対策の一環としては、都立学校において、災害時帰宅支援ステーションとして必要な備蓄物資を整備したほか、家具類の転倒・落下・移動防止対策に関する普及啓発などに取り組んできました。





## <課題>

- 近年の大規模災害や風水害においては、死者の過半数が高齢者や障害者等をはじめとする要配慮者となっており、これらの人々の避難や避難後の生活に対する支援は重要な課題となっています。

## <今後の施策の方向>

- 災害時における要配慮者対策に係る各指針等に基づき、要配慮者の把握、避難行動要支援者名簿・避難支援プランの作成、社会福祉施設等を活用した二次避難所（福祉避難所）の指定・確保など、日頃の備え、発災後の応急対策、生活の再建といった各段階に応じた対策の構築を働きかけるなど、区市町村における要配慮者対策の強化を引き続き支援していきます。

- 社会福祉施設等については、二次避難所（福祉避難所）に指定された場合、災害時において、一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等要配慮者の受入場所としても役割を果たすことから、引き続き耐震化を促進します。

<社会福祉施設等の耐震化のイメージ>



- 帰宅困難者対策における要配慮者の視点を踏まえた対応について広く普及啓発を図り、大規模集客施設、駅、一時滞在施設（※17）等において、避難誘導や情報提供、受け入れ体制の整備を促進します。

- 地域の関係機関と連携して、消防職員等が要配慮者宅を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等の指導助言を行うことや、地域の実情に応じた防火防災訓練を実施するなど、きめ細かな対策を推進します。

- 障害者が災害時等に自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、緊急連絡先や必要な支援内容等を記載した「ヘルプカード」について、普及啓発を促進します。

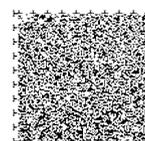
<ヘルプカードのイメージ>

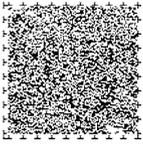


- また、日常生活の中で子供や高齢者などが被害を受けやすい、家電製品、生活用品、エスカレーターなどによる事故の未然・拡大防止を図るため、事故原因の調査や分析を行い、効果的な情報発信を促進します。

---

（※17）一時滞在施設・・・帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設





## 【施策の体系】

### IV 災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり

#### (1) 災害への備え 及び対応

- 76 社会福祉施設等耐震化促進事業
- 77 災害時における要配慮者の支援体制整備の促進
- 78 帰宅困難者対策における要配慮者への支援
- 79 要配慮者の安全対策
- 80 ヘルプカード作成促進事業
- 81 外国人に対する防災情報体制の強化

#### (2) 日常生活に おける事故防止

- 82 都民生活において生ずる事故防止対策の推進
- 83 ヒヤリ・ハット調査・商品テスト等による事故防止対策の推進
- 84 商品等を起因とする事故防止対策の強化

## コラム 災害時要援護者の避難体制の整備 < 杉並区 >

(※本コラムは、平成26年1月時点の用語を使用して記載しています。)

杉並区では災害時要援護者の避難体制整備の一環として、災害時に自力での避難が困難な方に関する要介護度や障害の種類・程度等の情報を集約し、災害時要援護者原簿を作成しています。

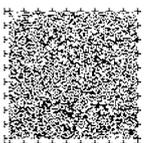
同時に、原簿搭載者や災害時に避難の支援を希望する方に「地域のたすけあいネットワーク」への登録を勧奨し、申し込みをした方の登録者台帳を整備するとともに一人ひとりの「個別避難支援プラン」を作成します。

登録者台帳は、平常時から警察・消防・民生児童委員等の関係者に提供され、震災救援所（避難所）への名簿設置や安否確認のための地図作成など、事前の避難準備に活用されます。また、災害時には、区長の判断により、原簿も関係者に提供され、安否確認等に活用されます。

現在、区内66か所の震災救援所（避難所）すべての地区において登録勧奨を行い、8,000人以上の方が「地域のたすけあいネットワーク」に登録しています。各震災救援所で、災害時要援護者に関する個別避難支援プランの情報も含めた情報が共有され、災害時を想定した安否確認等の支援についてのシミュレーションを行ったり、災害時要援護者の受け入れ態勢を整えるための「避難支援計画」を策定するなど、平常時からの備えに活用されています。

今後も、個別避難支援プランの作成、安否確認、避難行動支援、避難生活支援の各段階において、区、区民及び事業者等との一層の連携を図っていきます。

<登録を呼びかけるリーフレット>



## V 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援

心のバリアフリーを推進していくため、ハード面での整備に加え、利用者である高齢者や障害者を含めた人々の多様性の理解を図り、互いに思いやる心を育むソフト面での取組として、普及啓発を一層進めていきます。また、すべての人が安心して暮らし、生活する地域において社会参加できるための環境整備を支援していきます。

### <現状>

- 行政とともに、福祉のまちづくりの推進主体としての役割を担っている都民や事業者が、福祉のまちづくりについて理解を深め、自主的に取り組むことを促進していくことが必要です。

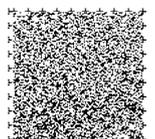
都はこれまで、高齢者や障害者など、支援や配慮を必要としている人々に関することや、障害者等のために設置された駐車区画を適正に利用することなどについて、パンフレットやガイドラインを作成するなどの普及・啓発活動を行ってきました。

また、高齢者や障害者が社会参加しやすい環境を整備していくため、地域社会における様々な活動等に対して支援を行ってきました。

### <課題>

- 前述（P16）の平成23年度「東京都福祉保健基礎調査」において、「東京の福祉のまちづくりの印象」について、「施設や設備のバリアフリー化は進んだ」との印象を持つ人の割合は約6割に達している一方、「それらが適正に利用され、加えて、思いやりの心が醸成されている」とした人の割合は約5%にとどまっています。

今後とも、ルールやマナー、思いやりの心の醸成など、心のバリアフリーに向けた普及啓発を充実するとともに、高齢者や障害者の社会参加に向けた支援について、引き続き取組が必要です。



## <今後の施策の方向>

### 【普及啓発の充実】

- 車いす利用者などが利用する障害者等用駐車区画について、健常者が駐車してしまうことにより、必要な方が十分に利用できない実態があることから、適正利用に向けたガイドラインなどを活用し、都民や施設管理者に対して普及啓発を行っていきます。

<ドライバー向け普及啓発用ポスター>



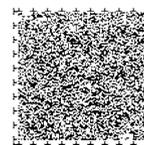
<施設管理者による床面塗装の整備事例>



<接客に関する普及啓発用冊子>

- 高齢者や障害者を含めたすべての人が、まちを移動する中で店舗等を快適に利用するためには、出入口の段差解消などのハード整備だけではなく、サービスを提供する従業員が、利用者の身体的・心理的等様々な特性を理解し、多様なニーズを把握しながら接客をすることも重要なため、ポイントを整理した冊子などを活用し、事業者等に対し効果的に普及啓発を行っていきます。
- 子育てにやさしい環境づくりを目指し、鉄道での安全なベビーカー利用等について、関係機関と連携し、気運の醸成を図っていきます。
- 区市町村が地域の特性を踏まえ、自主的に取り組む福祉のまちづくりに関する普及啓発（バリアフリーマップの作成など）を支援するほか、福祉のまちづくりに功績のあった者を顕彰するための表彰を行っていきます。
- 障害者に対する都民の理解を深めるため、障害者施策に触れる機会が少ない層に対し、WEBサイトなどさまざまな広報媒体や手法を活用して理解促進を図っていきます。





### 【ユニバーサルデザイン教育の推進】

- 将来の地域社会における福祉のまちづくりの担い手である児童や生徒が、様々な人々の多様性を理解し、思いやりの心を育ていけるよう、総合的な学習の時間などを活用し、体験活動等を通じて障害者等の価値観や体験を共有する福祉教育の推進について、区市町村の取組を支援します。

また、ユニバーサルデザインの考え方の理解を深めることや、まちなかでの行動を促すことなどを目的として、地域住民向けに必要な知識や技術等の学習機会を提供するためのセミナーやワークショップなど、心のバリアフリーにかかる普及啓発イベントの開催等について、区市町村の取組を支援します。

- 消防職員等が教育関係機関と連携し、児童・生徒等へ、災害や生活事故に対する危険予知・回避能力を高めるための発達段階に応じた総合防災教育を推進します。

### 【社会参加支援】

- 障害者や高齢者を含めたすべての人が、生活する地域において社会参加をすることができる環境を整備するため、盲ろう者に対する総合的な支援拠点の運営、障害者自らによる社会参加促進施策の推進、身体障害者補助犬の給付、高齢者による社会奉仕活動や生きがいを高める活動、高齢者による登下校時間帯の子供見守り活動・防犯パトロール活動などを支援していきます。

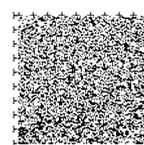
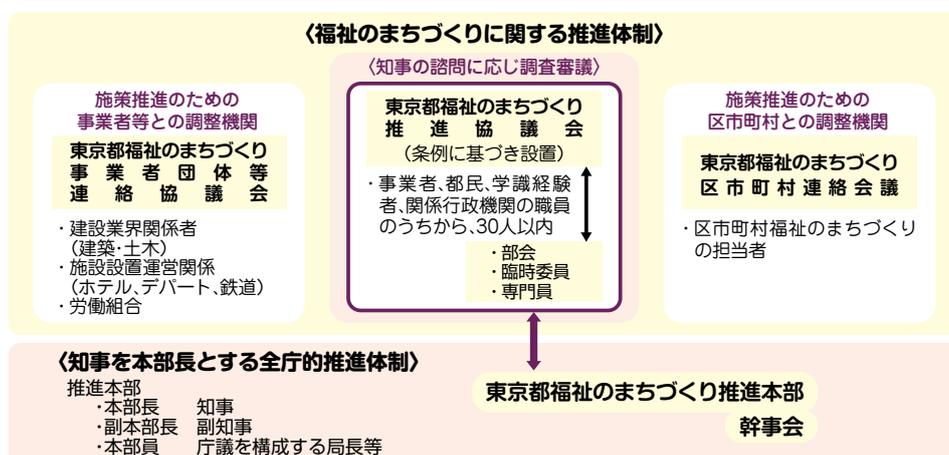
＜ヘルプマークの使用例＞

- 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々が、援助を得やすくなるよう、配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及啓発を促進します。



### 【推進体制の整備】

- 都民、事業者、区市町村及び都が、有機的な連携を図り、福祉のまちづくりを進めていくため、「東京都福祉のまちづくり推進協議会」や各種連絡協議会の仕組みを活用し、情報交換や意見調整等を促進します。



【施策の体系】

V 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援

(1) 普及啓発の充実

- 85 福祉のまちづくりに関する普及推進
- 86 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈
- 87 障害者等用駐車区画の適正利用の推進
- 88 子育てにやさしい環境づくりの推進  
(鉄道での安全なベビーカー利用に関するキャンペーン)
- 89 区市町村における福祉のまちづくりに関する普及啓発
- 90 建築物のバリアフリー化のための情報提供
- 91 障害者理解促進事業

(2) ユニバーサルデザイン教育の推進

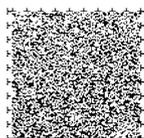
- 92 サービス介助士の資格取得の拡大
- 93 福祉教育の充実
- 94 区市町村におけるユニバーサルデザイン学習普及事業
- 95 児童等に対する総合防災教育

(3) 社会参加支援

- 96 盲ろう者支援センター事業
- 97 障害者社会参加推進センター事業
- 98 身体障害者補助犬給付事業
- 99 ヘルプマークの推進
- 100 老人クラブ育成
- 101 高齢者の保護及び社会参加の推進

(4) 推進体制の整備

- 102 東京都福祉のまちづくりの推進体制の整備



## コラム 交通事業者向けバリアフリー教育訓練 (BEST) < 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 >

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団では、鉄道・バス事業で直接お客様に接している方などを対象に、バリアフリー教育訓練プログラムを策定し、研修を実施しています。

研修は毎年、首都圏の鉄道事業者を対象としたものを1回、バス事業者を対象としたものを2回開催しており、25年度は合わせて70名の方が受講しました。

< 障害当事者による講義 >



< 実際のバス車両を使用した実習 >

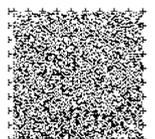


プログラムでは、利用者と交通事業者の相互理解を深めるための、「障害当事者による講義」や、駅やバス車両等、「実際の場面を想定した実習」など、業務での活用を意識した内容になっています。

また、参加者同士でディスカッションを行うことで理解を深めるとともに、実務における新たな「気付き」を生みだすきっかけとなっており、新入社員のみならず、ベテラン社員まで、あらゆる立場の方に役立つような工夫がなされています。

研修の受講者からは、「障害当事者の生の声を聞くだけでなく、こちらからの質問に答えてもらえることで、理解が深まった」、「研修を受ける前までは自分の固定概念や思い込みがあったが、いろいろな障害をお持ちの方の話聞いて、それが変化した」などの声が寄せられています。

高齢化などに伴い、今後ますます公共交通に携わる職員のサービスレベル向上が求められていますが、交通事業者のニーズに応えるべく、引き続き研修を実施しています。



## コラム ユニバーサルドライバー研修

< ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会 >

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会では一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会とともに、タクシー乗務員の接遇向上を目指し、「ユニバーサルドライバー研修」を実施しています。

研修は、「講義」「実践」を中心にして、「映像」「討論」を交えて行い、お客様とのコミュニケーション、お客様の理解と接遇などの多彩な内容になっており、業務を行う上で必要な基本事項について学んでいます。

特に、講義においては高齢者や障害者などの状況や特質を理解したうえで、お客様ごとの接遇・介助の基本を研修することから、実践にも役立つ内容となっています。

また、研修修了者には「ユニバーサルドライバー研修終了証」を発行して、受講者の自信向上につなげています。

研修受講者のうち、83%の方が「今後お客様に接していくうえで非常に参考になった」と回答をしています。

< 車いす実習の様子 >



< 研修修了者に交付される修了証 >



ユニバーサルドライバー研修は、平成 25 年 12 月の時点で、東京では 134 回開催され、3,897 名が修了しています。

また、平成 26 年度からは、東京タクシーセンターにおいて実施する新任乗務員研修の中で本研修を実施することとなります。

2020 年の東京オリンピック、パラリンピックの開催を控え、ユニバーサルデザインタクシーの導入などのハード面の充実に加え、ユニバーサルドライバー研修などのソフト面の充実も図っていきます。

